

令和5(2023)年度諮問(一)第12号
令和6(2024)年度答申(一)第4号

「栃木県県税条例に基づく自動車税減免不承認処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県自動車税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った自動車税減免不承認処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

- 1 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、身体障害者等級表による級別3級（記号番号L31）の身体障害者手帳の交付を受けた。
- 2 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対し、栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）第116条第1項の規定に基づく減免（以下「身障減免」という。）の申請を行った。
- 3 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 4 令和5（2023）年9月14日、審査請求人は、栃木県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求書を提出した。
- 5 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和5（2023）年11月9日付けで、本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

栃木県のホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載されていた資料「身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、免除（減免）を受けることができる方の範囲。」の呼吸器の項目には、記号番号「L31」の記載がなく、このことによって、身障減免の申請を妨げられていた。

本件処分に係る不承認の理由は、「条例第116条第4項に規定する提出期限を経過した後の申請であるため」としているが、自ら申請を妨げておきながら申請期限の徒過を本件処分の理由にすることは許されないため、本件処分を取り消すべきである。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

条例第116条第1項において、身障減免について規定されており、一定の心身障害を持つ者のために利用する自動車に対し、自動車税を減免することができる旨規定されている。

また、同条第4項において、身障減免に係る申請期限について、「当該年度の2月末日まで」と定められている。

(2) 本件処分の妥当性について

ホームページの資料の不備の内容は、「L31」が属する項目が、「呼吸器」又は「呼吸器機能障害」ではなく、「機能障害」となっており、「呼吸器」の項目に属する内容が「L11」のみであったことである。

これについて、当該資料には、「L31」及び「呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」という記載が、それぞれ「L11」及び「呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」の記載の直下にある。

そのため、当該資料の一定程度の可読性が損なわれたものの、「自身の身体障害者手帳に記載された記号番号「L31」は、当該資料に記載されているか」という目的意識を持って当該資料を慎重に判読した場合、「L31」及び「呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（呼吸器機能障害3級に係る障害の程度）という記載を発見することは、必ずしも不可能なものではない。

また、資料の記載内容に疑義がある場合は、処分庁に問合せを行うことが可能であるため、身障減免の申請は、実行不可能なものではない。

よって、処分庁が行った本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分について

(1) 本件処分の判断方法について

審査請求人は、上記第3の1のとおり、ホームページに掲載された資料の記載により、身障減免の申請を妨げておきながら、申請期限の徒過を本件処分の理由にすることは許されない旨主張する。

法の一般原理である信義則の法理によれば、審査請求人の主張するように、不誠実な行為によって相手方に有利な権利等が生じるのを妨げることは許されないとされている。

また、租税に関する処分に対する信義則の法理の適用については、最判昭和62年10月30日によれば、「租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、右課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、(中略)租税法律関係においては、右法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである。」とされているため、本件において、そのような特別の事情があるかどうかを検討する。

(2) 特別な事情の有無について

審査請求人の主張するように、確かに、ホームページの資料では、「呼吸器」と「機能障害」が別の区分であるかのような表示がなされ、一定程度の可読性が損なわれたことが認められる。

しかし、身体障害者手帳に記載される記号番号とその説明は記載されていたこと、身体障害者手帳の交付時に身障減免の制度やその対象を記載した資料が配布されていたことからすれば、審査請求人が、自身の持つ障害が身障減免の対象であることを知ることは不可能ではなく、身障減免の申請を行うことは可能であったと言わざるを得ないため、本件処分において、信義則の法理を適用すべき特別の事情は存在しない。

(3) 本件処分の妥当性について

上記(1)及び(2)から、本件処分において、信義則の法理は適用されず、処分庁が申請期限の徒過を本件処分の理由とすることが許されないということはない。

したがって、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、第1「審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件審査請求については、ホームページ掲載資料の記載に起因するものであることは明らかである。所管制度についての情報提供が法的強制を伴わない責務であったとしても、県民に対して重大な結果をもたらすことがあり得る。今後、この点を念頭に置き、適切な情報提供に努めること。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年11月9日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年6月18日 (第57回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和6(2024)年7月16日 (第58回審査会第2部会)	・ 審議
令和6(2024)年8月20日 (第59回審査会第2部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)